

**改正**

平成二六年三月二〇日規則第二一号

平成二八年三月二九日規則第二三号

平成三一年 三月二八日規則第二二号

令和 三年 三月三一日規則第一二五号

令和 八年 三月三〇日規則第二四号

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則をここに公布する。

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則

(総則)

**第一条** この規則は、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

**第二条** 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を指定管理者（条例第十条第三項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 入場券又は冬季営業期間を通じて利用する場合の入場券（以下「シーズン入場券」という。）を購入して入場する場合
  - 二 リンクを個人で一般利用する場合のスケート滑走券又は冬季営業期間を通じて利用する場合のスケート滑走券（以下「シーズン滑走券」という。）により使用する場合
  - 三 トレーニング器具をトレーニング器具利用券又はトレーニング器具回数利用券により使用する場合
- 2 前項の使用許可の申請は、使用しようとする日（引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下「使用日」という。）の三月前からすることができる。ただし、国際的、全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、見本市、展示会、集会、プロスポーツ等の興行等で使用する場合は、使用日の一年前から使用許可の申請をすることができる。
- 3 前項の規定は、特別設備許可の申請について準用する。

(利用承認通知書等)

**第三条** 指定管理者は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に該当する場合にあっては入場券又はシーズン入場券を、同項第二号に該当する場合にあってはスケート滑走券又はシーズン滑走券を、同項第三号に該当する場合にあってはトレーニング器具利用券又はトレーニング器具回数利用券をもってそれぞれ利用承認通知書の交付に代えるものとする。

3 第一項の利用承認通知書（同項ただし書又は前項の規定により利用承認通知書の交付に代えるものとされるものを含む。）は、施設を利用する際提示しなければならない。

4 指定管理者は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認（取消・停止）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

(変更許可の申請等)

**第四条** 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があった場合に準用する。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

**第五条** 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近二事業年度の財務諸表

五 申請を行う事業に係る収支計画書

2 前項各号の書類によりがたい場合は、別に知事が定める書類を添付するものとする。

(利用料金の承認)

**第六条** 条例第十条第五項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第五号様式）を提出しなければならない。

(指定管理者の届出)

**第七条** 条例第十条第六項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(附属施設設備等の利用料)

**第八条** 条例別表の知事が定める附属施設設備等及びその利用料金の額は、別表のとおりとする。

**附 則**

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二十六年三月二十日規則第二十一号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十八年三月二十九日規則第二十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三十一年三月二十八日規則第二十二号)

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

**附 則** (令和三年三月三十一日規則第百二十五号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和八年三月三十日規則第二十四号)

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

**別表** (第八条関係)

| 区分         |                   | 単位                      | 金額 (円) |
|------------|-------------------|-------------------------|--------|
| スケート用具     | 貸靴                | 一回につき                   | 六九〇    |
|            | エッジ研磨             | 一回につき                   | 六九〇    |
| 夜間照明       |                   | 一〇〇ルクス<br>当たり一時間<br>につき | 一、四三〇  |
| 競技大会用設備・器具 | スケート競技計測器具一式      | 一日につき                   | 二七、六七〇 |
|            | インラインスケート競技計測器具一式 | 一回につき                   | 二八〇    |
|            | 放送設備一式            | 一日につき                   | 六、九一〇  |
| 氷上スポーツ用具   | アイススレッジ一式         | 一回につき                   | 六九〇    |
|            | 貸しソリ              | 一回につき                   | 一、三八〇  |

|          |            |               |       |
|----------|------------|---------------|-------|
|          | カーリング用具一式  | 二時間につき        | 一、三八〇 |
| 軽スポーツ用具  | フットサル用具一式  | 一回につき         | 二八〇   |
|          | インディアカ用具一式 | 一回につき         | 二八〇   |
| トレーニング器具 |            | 一回につき         | 四四〇   |
|          |            | 回数利用券十<br>一回分 | 四、四〇〇 |
| 附属施設     | スタンド       | 一時間につき        | 三、七三〇 |
|          | 放送記録室      | 一時間につき        | 五七〇   |
|          | 会議室・役員控室   | 一時間につき        | 五七〇   |
|          | ミーティングルーム  | 一時間につき        | 五七〇   |
|          | 展示ロビー      | 一時間につき        | 一、四三〇 |
|          | イベントロビー    | 一時間につき        | 一、四三〇 |
|          | その他の施設     | 一時間につき        | 五七〇   |
| 附属設備     | シャワー       | 一回につき         | 一四〇   |
|          | ロッカー       | 一回につき         | 一三〇   |
|          | 冷暖房設備      | 一時間につき        | 二九〇   |

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場指定管理者

様

申込者 住 所

氏 名

連絡先

# 利 用 申 込 書

次のとおり施設の利用を申し込みます。

|                         |            |                    |                    |                |
|-------------------------|------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 利 用 の 目 的               |            |                    |                    |                |
| 施設の名称及び<br>利 用 の 日 時    | 施設の名称      | 利用年月日              | 利用時間               | 備 考            |
|                         | メインリンク     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分から<br>時 分まで     |                |
|                         |            | サブリンク              | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分から<br>時 分まで |
| 附属施設設備等の<br>名 称 及 び 数 量 | 附属施設設備の名称  |                    | 数 量                | 備 考            |
|                         |            |                    |                    |                |
| 利 用 料 金 の 額             | 施 設 利 用 料  |                    | 円                  |                |
|                         | 附属施設設備等利用料 |                    | 円                  |                |
|                         | 合 計        |                    | 円                  |                |
| 入場料等の徴収                 | 有（1人 円）・ 無 |                    |                    |                |
| 特別の設備の内容                |            |                    |                    |                |

## 第1号様式の2（第3条関係）

## 利 用 承 認 通 知 書

第 号  
年 月 日

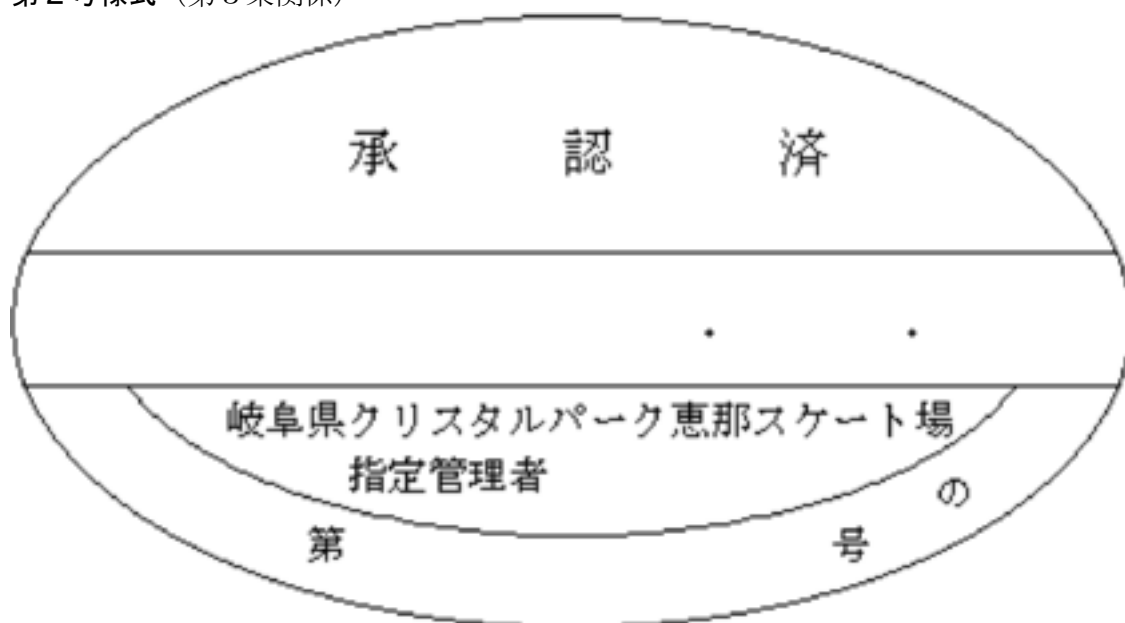
申込者 様

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場指定管理者

次のとおり施設の利用を承認します。

|                         |            |                    |                |     |
|-------------------------|------------|--------------------|----------------|-----|
| 利 用 の 目 的               |            |                    |                |     |
| 施設の名称及び<br>利用の日時        | 施設の名称      | 利用年月日              | 利用時間           | 備 考 |
|                         | メインリンク     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分から<br>時 分まで |     |
|                         | サブリンク      | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分から<br>時 分まで |     |
| 附属施設設備等の<br>名 称 及 び 数 量 | 附属施設設備の名称  |                    | 数 量            | 備 考 |
|                         |            |                    |                |     |
| 利 用 料 金 の 額             | 施 設 利 用 料  | 円                  |                |     |
|                         | 附属施設設備等利用料 | 円                  |                |     |
|                         | 合 計        | 円                  |                |     |
| 入場料等の徴収                 | 有（1人 円）・ 無 |                    |                |     |
| 特別の設備の内容                |            |                    |                |     |
| 利 用 上 の 注 意             |            |                    |                |     |
| 備 考                     |            |                    |                |     |

第2号様式（第3条関係）





第3号様式（第3条関係）

利用不承認（取消・停止）通知書

第 号  
年 月 日

申込者 様

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場指定管理者

年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した・利用の停止を命じます）ので通知します。

| 承認の年月日及び番号               | 年 月 日 第 号 |
|--------------------------|-----------|
| 承認しない<br>取消しの理由<br>利用停止の |           |

備考

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場指定管理者

様

申込者 住 所

氏 名

連絡先

利 用 承 認 変 更 申 込 書

年 月 日付け第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。

|           |     |  |
|-----------|-----|--|
| 変更する事項    | 変更前 |  |
|           | 変更後 |  |
| 変 更 の 理 由 |     |  |
| そ の 他     |     |  |

注 利用承認通知書を添付してください。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所

申請団体名

代表者名

利用料金承認申請書

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例第10条第5項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

|           |  |
|-----------|--|
| 施設の名 称    |  |
| 利用料金区分    |  |
| 利用料金額     |  |
| 利用料金設定の理由 |  |
| 備 考       |  |